

年度 給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書 (提出用)

個人番号又は法人番号

※ 異動のあった場合は、直ちに提出してください。

※ 特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。

※ 「1月1日から退職時までの給与・賞与支払額」欄には、最後に支払われる退職時までの給与・賞与支払額を記入してください。

高知市長様		給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)	〒		TEL() 局番		特別徴収義務者指定番号	宛番号
年 月 日提出			所在地						
個人番号		代理人	氏名	(生年月日)	住所			係担当	
フリガナ		フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日からの退職時までの給与・賞与支払額
氏名		新姓	円	円	円		1 退職 2 転勤 3 休職(育休) 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他 ()	1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収	円
生年月日	M T S H	年 月 日	円		円				円
1月1日現在の住所	〒		円		円				円
給与の支払を受けなくなった後の住所	〒		円		円				円

備考

※ 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。(ただし、死亡退職の場合、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合、未徴収税額が給与・退職金より多い場合を除きます。)

◎ 未徴収税額を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の申出	徴収年月日	一括徴収額	一括徴収した税額は、
年 月 日	・ ・	円	月分(月 日納期限分)で納入します。
		(ウ)欄と同額	

◎ 転勤等のため新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合は、次の欄に記入してください。

新しい勤務先(転勤先)	名称(氏名)	所在地	〒	TEL() 局番	特別徴収義務者指定番号	係担当	月割額 円を 月分から徴収するよう連絡(確認)済です。
-------------	--------	-----	---	-----------	-------------	-----	-----------------------------

記入注意

- 太線の [] で囲んでいる部分についてのみ記入してください。
- この届出書は1部を市民税課に提出し、1部を保管してください。
- 異動後の未徴収税額の徴収について
 - 特別徴収継続とは……転勤あるいは退職し、新しい勤務先で引き続き特別徴収を行う方法です。この場合は、「新しい勤務先(転勤先)」の欄にも記入してください。
 - 一括徴収とは……退職等により、給料から差し引くことができなくなった残りの税額を一度に徴収し、翌月10日までに納付していただく方法です。この場合は、「一括徴収の申出」の欄にも記入してください。
 - 普通徴収とは……退職等により、残りの税額を本人が直接納付する方法です。